



# 熊本県公報

第13510号  
令和8年(2026年)  
2月17日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

**告 示**

- 菊池救急医療圏の救急病院に関する認定…………… (医療政策課) 1
- 水俣芦北救急医療圏の救急病院に関する認定…………… ( 〃 ) 1
- 指定居宅サービス事業者の廃止…………… (高齢者支援課) 1
- 軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程の一  
部を改正する規程…………… ( 〃 ) 3
- 指定介護予防サービス事業者の廃止…………… ( 〃 ) 5
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… (砂防課) 6
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… ( 〃 ) 6
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除…………… ( 〃 ) 6
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( 〃 ) 7

**公 告**

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 7
- 肥料登録…………… (農業技術課) 8

**登 載 依 頼**

- 有明海自動車航送船組合議会令和8年第1回定例会の招集告  
示…………… (有明海自動車航送船組合) 8

## 告 示

### 熊本県告示第138号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。  
令和8年(2026年)2月17日

熊本県知事 木村 敬

| 名 称     | 所 在 地          | 認 定 期 間   |
|---------|----------------|---|
| 東熊本第二病院 | 菊池郡菊陽町辛川1923-1 | 令和8年(2026年)<br>3月12日から<br>令和11年(2029年)<br>3月11日まで |

### 熊本県告示第139号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。  
令和8年(2026年)2月17日

熊本県知事 木村 敬

| 名 称            | 所 在 地         | 認 定 期 間   |
|----------------|---------------|---|
| 国保水俣市立総合医療センター | 水俣市天神町一丁目2番1号 | 令和8年(2026年)<br>2月12日から<br>令和11年(2029年)<br>2月11日まで |
| 医療法人岡部病院       | 水俣市桜井町三丁目3番3号 | 令和8年(2026年)<br>2月12日から<br>令和11年(2029年)<br>2月11日まで |

### 熊本県告示第140号

次のとおり介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定による指定居

宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。  
 令和8年(2026年)2月17日

熊本県知事 木 村 敬

| 事業者の名称又は氏名        | 事業所の名称            | 事業所の所在地           | 廃止届受理年月日          | サービスの種類     |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------|
| 社会福祉法人慈正会         | 楽洋デイサービスセンター      | 天草郡苓北町上津深江230番地1  | 令和7年(2025年)9月16日  | 通所介護        |
| 医療法人社団恵生会         | 勝久病院短期入所療養介護施設    | 菊池郡大津町室261番地9     | 令和7年(2025年)9月18日  | 短期入所療養介護    |
| 有限会社のぞみ           | 訪問介護ステーション八代のぞみ   | 八代市千丁町古閑出421番地16  | 令和7年(2025年)10月3日  | 訪問介護        |
| 株式会社シラサギ          | デイサービスセンター米之家     | 宇城市小川町北新田475-4    | 令和7年(2025年)10月6日  | 通所介護        |
| 社会福祉法人清志会         | 紫明寮ヘルパーサービス       | 天草市五和町二江4668番地    | 令和7年(2025年)10月16日 | 訪問介護        |
| 有限会社カミタニ薬局        | カミタニ薬局            | 上天草市大矢野町上397-2    | 令和7年(2025年)10月20日 | 居宅療養管理指導    |
| 有限会社エーピー薬局        | エーピー薬局            | 天草市亀場町亀川1731番地2号  | 令和7年(2025年)10月20日 | 居宅療養管理指導    |
| 有限会社エーピー薬局        | スモト薬局             | 天草市栖本町湯船原768番地20号 | 令和7年(2025年)10月20日 | 居宅療養管理指導    |
| 有限会社エーピー薬局        | ほんど北薬局            | 天草市八幡町7番地25号      | 令和7年(2025年)10月20日 | 居宅療養管理指導    |
| 社会福祉法人敬愛会         | みなみ園ホームヘルパーステーション | 八代市日奈久塩南町146-7    | 令和7年(2025年)10月27日 | 訪問介護        |
| 医療法人社団昭和会         | 関整形外科             | 荒尾市荒尾172          | 令和7年(2025年)10月29日 | 通所リハビリテーション |
| 医療法人社団直心会         | 森の里介護センター         | 玉名郡和水町大田黒699      | 令和7年(2025年)11月7日  | 通所介護        |
| 医療法人芦北整形外科医院      | 芦北整形外科居宅介護支援事業所   | 葦北郡芦北町芦北2610-8    | 令和7年(2025年)11月28日 | 通所リハビリテーション |
| セイコーメディカルブレイン株式会社 | たいめい薬局            | 玉名市岱明町鍋827-1      | 令和7年(2025年)12月8日  | 居宅療養管理指導    |
| 株式会社ヒューマンケアブロッサムズ | デイサービスブロッサム       | 八代市郡築四番町47番2号     | 令和7年(2025年)12月26日 | 通所介護        |
| 株式会社ヒューマンケアブロッサムズ | ブロッサムやつしろ         | 八代市郡築四番町101-4     | 令和7年(2025年)12月26日 | 訪問介護        |

|                  |                            |                           |                         |      |
|------------------|----------------------------|---------------------------|-------------------------|------|
| 社会福祉法人熊<br>本白百合会 | 白百合デイサー<br>ビスセンター<br>「いこい」 | 宇城市小川町江<br>頭字八ノ坪23<br>7番地 | 令和8年(20<br>26年)1月5<br>日 | 通所介護 |
|------------------|----------------------------|---------------------------|-------------------------|------|

熊本県告示第141号

軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年2月17日

熊本県知事 木村 敬

軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程の一部を改正する規程(平成21年熊本県告示第168号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号アの表中「130,600」を「131,396」に、「87,600」を「88,134」に、「76,600」を「77,067」に、「68,200」を「68,616」に、「57,600」を「57,951」に、「54,500」を「54,832」に、「47,800」を「48,091」に、「47,200」を「47,487」に、「42,600」を「42,859」に、「41,000」を「41,250」に、「37,800」を「38,030」に、「38,300」を「38,533」に、「35,600」を「35,817」に、「34,300」を「34,509」に改め、同号イの表中「109,400」を「110,067」に、「73,400」を「73,847」に、「65,900」を「66,301」に、「59,700」を「60,064」に、「50,600」を「50,908」に、「48,400」を「48,695」に、「42,500」を「42,759」に、「42,600」を「42,859」に、「38,600」を「38,835」に、「37,300」を「37,527」に、「34,200」を「34,408」に、「35,000」を「35,213」に、「32,500」を「32,698」に、「31,400」を「31,591」に改め、同号ウの表中「135,200」を「136,024」に、「90,500」を「91,052」に、「85,700」を「86,222」に、「62,200」を「62,579」に、「57,500」を「57,850」に、「46,200」を「46,481」に、「38,800」を「39,036」に、「33,400」を「33,603」に、「29,400」を「29,579」に、「31,000」を「31,189」に、「28,000」を「28,170」に、「27,100」を「27,265」に、「24,900」を「25,051」に、「26,500」を「26,661」に、「24,800」を「24,951」に、「24,100」を「24,247」に改め、同号エの表中「92,500」を「93,064」に、「62,100」を「62,478」に、「64,500」を「64,893」に、「47,900」を「48,192」に、「46,900」を「47,186」に、「37,800」を「38,030」に、「31,600」を「31,792」に、「27,300」を「27,466」に、「24,100」を「24,247」に、「26,200」を「26,359」に、「23,800」を「23,945」に、「23,200」を「23,341」に、「21,400」を「21,530」に、「23,200」を「23,341」に、「21,700」を「21,832」に、「21,200」を「21,329」に改め、同条第2号アの表中「98,500」を「99,100」に、「66,000」を「66,402」に、「49,900」を「50,204」に、「46,600」を「46,884」に、「39,800」を「40,042」に、「39,200」を「39,439」に、「34,500」を「34,710」に、「30,600」を「30,786」に、「27,700」を「27,868」に、「27,400」を「27,567」に、「25,200」を「25,353」に、「26,800」を「26,963」に、「25,000」を「25,152」に、「24,300」を「24,448」に改め、同号イの表中「70,700」を「71,131」に、「47,400」を「47,689」に、「53,400」を「53,725」に、「40,700」を「40,948」に、「30,700」を「30,887」に、「24,900」を「25,051」に、「21,000」を「21,128」に、「18,200」を「18,311」に、「16,000」を「16,097」に、「14,300」を「14,387」に、「13,000」を「13,079」に、「13,500」を「13,582」に、「12,500」を「12,576」に、「15,000」を「15,091」に、「14,000」を「14,085」に、「14,100」を「14,186」に改め、同号ウの表中「32,600」を「32,798」に、「21,300」を「21,429」に、「26,600」を「26,762」に、「21,200」を「21,329」に、「17,700」を「17,807」に、「15,100」を「15,192」に、「13,200」を「13,280」に、「16,400」を「16,500」に、「14,800」を「14,890」に、「13,400」を「13,481」に、「12,300」を「12,375」に、「11,300」を「11,368」に、「10,500」を「10,564」に、「9,800」を「9,859」に改め、同号エの表中「76,100」を「76,564」に、「51,200」を「51,512」に、「38,700」を「38,936」に、「37,800」を「38,030」に、「32,300」を「32,497」に、「32,700」を「32,899」に、「2

8, 800」を「28, 975」に、「25, 700」を「25, 856」に、「23, 200」を「23, 341」に、「23, 300」を「23, 442」に、「21, 500」を「21, 631」に、「23, 300」を「23, 442」に、「21, 800」を「21, 932」に、「21, 300」を「21, 429」に改め、同号オの表中「26, 000」を「26, 158」に、「17, 800」を「17, 908」に、「31, 000」を「31, 189」に、「25, 800」を「25, 957」に、「19, 600」を「19, 719」に、「15, 900」を「15, 996」に、「13, 400」を「13, 481」に、「11, 600」を「11, 670」に、「10, 400」を「10, 463」に、「9, 400」を「9, 457」に、「8, 500」を「8, 551」に、「13, 500」を「13, 582」に、「12, 500」を「12, 576」に、「11, 500」を「11, 570」に、「10, 800」を「10, 865」に、「11, 000」を「11, 067」に改め、同号カの表中「11, 600」を「11, 670」に、「7, 200」を「7, 243」に、「15, 900」を「15, 996」に、「12, 700」を「12, 777」に、「10, 500」を「10, 564」に、「9, 000」を「9, 054」に、「7, 900」を「7, 948」に、「11, 700」を「11, 771」に、「10, 500」を「10, 564」に、「9, 500」を「9, 557」に、「8, 700」を「8, 753」に、「8, 000」を「8, 048」に、「7, 500」を「7, 545」に、「6, 900」を「6, 942」に改める。

第4条の表中「46, 940」を「48, 764」に、「44, 500」を「46, 324」に改める。

第5条第1号アの表中「110, 200」を「110, 872」に、「93, 000」を「93, 567」に、「79, 900」を「80, 387」に、「70, 000」を「70, 427」に、「67, 300」を「67, 710」に、「60, 700」を「61, 070」に、「59, 700」を「60, 064」に、「58, 300」を「58, 655」に、「57, 300」を「57, 649」に、「56, 300」を「56, 643」に、「57, 700」を「58, 051」に、「54, 500」を「54, 832」に、「54, 000」を「54, 329」に、「53, 500」を「53, 826」に、「53, 100」を「53, 423」に、「50, 500」を「50, 808」に、「50, 800」を「51, 109」に改め、同号イの表中「79, 300」を「79, 783」に、「66, 800」を「67, 207」に、「57, 400」を「57, 750」に、「50, 400」を「50, 707」に、「53, 400」を「53, 725」に、「48, 100」を「48, 393」に、「48, 300」を「48, 594」に、「47, 100」を「47, 387」に改め、同条第2号アの表中「50, 100」を「50, 405」に、「42, 600」を「42, 859」に、「36, 700」を「36, 923」に、「32, 200」を「32, 396」に、「28, 700」を「28, 875」に、「26, 000」を「26, 158」に、「24, 100」を「24, 247」に、「25, 600」を「25, 756」に、「23, 700」を「23, 844」に、「22, 000」を「22, 134」に、「22, 800」を「22, 939」に、「21, 800」を「21, 932」に、「20, 600」を「20, 725」に、「19, 500」を「19, 618」に、「18, 600」を「18, 713」に、「17, 600」を「17, 707」に、「17, 500」を「17, 606」に改め、同号イの表中「39, 900」を「40, 143」に、「41, 400」を「41, 652」に、「42, 100」を「42, 356」に、「42, 700」を「42, 960」に、「35, 400」を「35, 615」に、「30, 400」を「30, 585」に、「26, 700」を「26, 862」に、「28, 600」を「28, 774」に、「25, 600」を「25, 756」に、「27, 500」を「27, 667」に、「25, 100」を「25, 253」に、「26, 600」を「26, 762」に、「27, 800」を「27, 969」に、「28, 900」を「29, 076」に、「27, 100」を「27, 265」に、「28, 100」を「28, 271」に、「29, 000」を「29, 176」に、「29, 800」を「29, 981」に、「28, 300」を「28, 472」に、「30, 400」を「30, 585」に改める。

第6条の表中「55, 280」を「57, 104」に、「52, 590」を「54, 414」に改める。

第8条第1項に次の1号を加える。  
 (3) 処遇改善費（職員の賃金改善に取り組む施設について、「別記処遇改善費」に定めるところにより決定される額を加算するものをいう。）。  
 ただし、賃金改善の総額は処遇改善費による収入額を上回り、その3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てられなければならない。

第8条第2項を削る。  
 別記に次のとおり加える。

別記 処遇改善費  
 処遇改善費は、次の1から3により算定するものとする。（1は、2または3との併算定可。）

- 1 令和4年4月以降分
  - (1) 対象介護職員の月平均の人数に9, 000円（月額）を乗じて得た額を入所者数で除して得た額を加算する。（1円未満切り捨て）
  - (2) 対象介護職員の月平均の人数は、賃金改善を実施した各月の介護職員数（常勤換算。小数点第2位以下切り捨て。）から特定施設入居者生活介護を担当する職員

- 数（常勤換算。小数点第2位以下切り捨て。）を控除した数を合計したうえで、賃金改善を実施した月数で除して得た数とする。
- (3) 賃金改善を実施した月数について、一般入所者の入所日数が0となる月は算入しない。
- 2 令和6年4月から5月分まで分
- (1) 対象介護職員の月平均の人数に6,000円（月額）を乗じて得た額を入所者数で除して得た額を加算する。（1円未満切り捨て）
- (2) 対象介護職員の月平均の人数は、賃金改善を実施した各月の介護職員数（常勤換算。小数点第2位以下切り捨て。）から特定施設入居者生活介護を担当する職員数（常勤換算。小数点第2位以下切り捨て。）を控除した数を合計したうえで、賃金改善を実施した月数で除して得た数とする。
- (3) 賃金改善を実施した月数について、一般入所者の入所日数が0となる月は算入しない。
- (4) 令和6年2月から3月までの間に賃金改善を行った場合は、その月の分を(1)により得た額を加算額に含めることができる。
- 3 令和6年6月以降分
- (1) サービスの提供に要する基本額（月額）に1.16%を乗じて得た額を加算する。
- (2) 特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合、特定施設入居者生活介護の対象となる利用者分の加算は行わない。その場合、一般入所者の加算額の算定に当たって、共通職員分のサービスの提供に要する基本額（月額）は、特定施設入居者生活介護の対象となる利用者数も含めた定員の区分を使用する。
- (3) 賃金改善を実施した月数について、一般入所者の入所日数が0となる月は算入しない。

附 則

この規程は、告示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、第4条及び第6条の改正規定は、令和6年8月1日から適用する。

熊本県告示第142号

次のとおり介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和8年（2026年）2月17日

熊本県知事 木 村 敬

| 事業者の名称又は氏名     | 事業所の名称          | 事業所の所在地           | 廃止届受理年月日          | サービスの種類         |
|----------------|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 医療法人社団恵生会      | 勝久病院短期入所療養介護施設  | 菊池郡大津町室261番地9     | 令和7年(2025年)9月18日  | 介護予防短期入所療養介護    |
| 有限会社カミタニ薬局     | カミタニ薬局          | 上天草市大矢野町上397-2    | 令和7年(2025年)10月20日 | 介護予防居宅療養管理指導    |
| 有限会社エーピー薬局     | エーピー薬局          | 天草市亀場町亀川1731番地2号  | 令和7年(2025年)10月20日 | 介護予防居宅療養管理指導    |
| 有限会社エーピー薬局     | スモト薬局           | 天草市栖本町湯船原768番地20号 | 令和7年(2025年)10月20日 | 介護予防居宅療養管理指導    |
| 有限会社エーピー薬局     | ほんど北薬局          | 天草市八幡町7番地25号      | 令和7年(2025年)10月20日 | 介護予防居宅療養管理指導    |
| 医療法人社団昭和会      | 関整形外科           | 荒尾市荒尾172          | 令和7年(2025年)10月29日 | 介護予防通所リハビリテーション |
| 医療法人芦北整形外科医院   | 芦北整形外科居宅介護支援事業所 | 葦北郡芦北町芦北2610-8    | 令和7年(2025年)11月28日 | 介護予防通所リハビリテーション |
| セイコーメディカルブレーン株 | たいめい薬局          | 玉名市岱明町鍋827-1      | 令和7年(2025年)12月    | 介護予防居宅療養管理指導    |

|     |  |    |  |
|-----|--|----|--|
| 式会社 |  | 8日 |  |
|-----|--|----|--|

**熊本県告示第143号**

平成26年(2014年)10月17日熊本県告示第989号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年(2026年)2月17日

熊本県知事 木村 敬

| 区域の名称 | 区域の所在地           | 区域の表示   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|------------------|---------|---------------------|-------------------------------|
| 垂玉川1  | 南阿蘇村河陽<br>南阿蘇村長野 | 別図1のとおり | 土石流                 | 別図1のとおり                       |
| 渋谷川   | 南阿蘇村河陽           | 別図2のとおり | 土石流                 | 別図2のとおり                       |

(別図1から別図2までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第144号**

平成27年(2015年)10月6日熊本県告示第854号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年(2026年)2月17日

熊本県知事 木村 敬

| 区域の名称 | 区域の所在地     | 区域の表示   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|------------|---------|---------------------|-------------------------------|
| 中松川2  | 南阿蘇村中松     | 別図1のとおり | 土石流                 | 別図1のとおり                       |
| 水口川   | 南阿蘇村中松     | 別図2のとおり | 土石流                 | 別図2のとおり                       |
| 芝原川   | 南阿蘇村中松及び河陽 | 別図3のとおり | 土石流                 | 別図3のとおり                       |
| 高木川1  | 南阿蘇村一関     | 別図4のとおり | 土石流                 | 別図4のとおり                       |

(別図1から別図4までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第145号**

平成27年(2015年)10月6日熊本県告示第855号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年(2026年)2月17日

熊本県知事 木村 敬

| 区 域 の 名 称 | 区 域 の 所 在 地 | 区 域 の 表 示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------|-------------|-----------|---------------------|-------------------------------|
| 新所-1      | 南阿蘇村立野      | 別図のとおり    | 急傾斜地の崩壊             | 別図のとおり                        |

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

**熊本県告示第146号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和8年（2026年）2月17日

熊本県知事 木村 敬

| 区 域 の 名 称 | 区 域 の 所 在 地      | 区 域 の 表 示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------|------------------|-----------|---------------------|-------------------------------|
| 中松川2      | 南阿蘇村中松           | 別図1のとおり   | 土石流                 | 別図1のとおり                       |
| 水口川       | 南阿蘇村中松           | 別図2のとおり   | 土石流                 | 別図2のとおり                       |
| 芝原川       | 南阿蘇村中松<br>南阿蘇村河陽 | 別図3のとおり   | 土石流                 | 別図3のとおり                       |
| 高木川1      | 南阿蘇村一関           | 別図4のとおり   | 土石流                 | 別図4のとおり                       |
| 垂玉川1      | 南阿蘇村河陽<br>南阿蘇村長野 | 別図5のとおり   | 土石流                 | 別図5のとおり                       |
| 渋谷川       | 南阿蘇村河陽           | 別図6のとおり   | 土石流                 | 別図6のとおり                       |
| 新所-1      | 南阿蘇村立野           | 別図7のとおり   | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |

(別図1から別図7までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

**公 告**

**熊本県公告第98号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）2月17日

熊本県知事 木村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 阿蘇郡西原村大字鳥子字鳥越690番1、同690番4の一部、同690番5、同710番3の一部、同710番4及び同712番2並びに同字迫ノ谷764番1の一部並びに同字塚原770番3並びに同字迫ノ谷772番1の一部、同772番2、同772番3の一部、同772番6、同772番7、同773番1、同773番2、同773番3、同777番、同781番2、同781番3、同789番、同790番1、同790番2、同791番1、同791番2、同791番3、同791番5、同791番7、同791番8、同796番2、同796番3、同797番1、同797番2及び同797番3並びに同字塚原802番1並びに同字迫ノ谷802番2並びに同字塚原802番3並びに同字迫ノ谷802番7、同802番8、同803番1及び同803番2並びに同字塚原811番2、同812番3、同813番2、同813番3、同813番4、同814番3、同815番3、同816番5、同816番6、同81

6番8、同816番9、同851番10、同851番11、同851番12、同851番13、同860番8、同860番9、同861番4、同866番5、同867番10及び同873番15並びに同字馬場884番1、同884番10、同885番1、同885番5、同887番1、同923番3、同925番1、同926番1、同928番1、同929番1、同929番2、同929番4、同930番1、同930番2、同931番1、同931番11及び同931番12並びに村道の一部  
1工区 85,323.26平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
西原村

**熊本県公告第99号**

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和8年（2026年）2月17日

熊本県知事 木 村 敬

| 登録番号       | 肥料の種類     | 肥料の名称      | 保証成分量 (%)                | その他の規格            | 生産業者の氏名<br>又は名称及び住所          | 有効期限              |
|------------|-----------|------------|--------------------------|-------------------|------------------------------|-------------------|
| 熊本県肥第1490号 | 炭酸カルシウム肥料 | 10.0炭酸苦土石灰 | アルカリ分：53.0<br>可溶性苦土：10.0 | その他の制限事項は公定規格のとおり | 安田石灰工業株式会社<br>熊本県八代市花園町9番地14 | 令和14年（2032年）3月26日 |

**登載依頼**

**有明海自動車航送船組合告示第1号**

有明海自動車航送船組合議会令和8年第1回定例会を令和8年2月27日午後1時玉名市に招集する。

令和8年2月17日

有明海自動車航送船組合  
管理者 栗林 堅一郎